令和6年度 第5回人事委員会 会議結果

一日時 令和6年6月28日(金) 午前10時から10時55分まで

二場所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

1 人事委員 委員長 小松哲也

委 員 中本 久美子

委 員 細田耕治

2 事務局職員 事務局長 山本雅美 次長兼給与課長 灘尾幸三

任用課長 尾田聡子 係 淺 田 瑞 生 長 係 山口玲夏 係 長 河 崎 卓 哉 長 主 主 事 小 谷 健 太 事 蓮 佛 藍 子

※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて執務室から呼び出す形で対応

3 傍聴者 なし

四議題

議案第1号 鳥取県職員採用試験(令和7年4月採用予定 大学卒業程度(事務(キャリア総合コース)、土木(早期枠)以外))の第1次試験合格者の決定について

議案第2号 人事委員会定めの一部改正について(勤務時間関係)

議案第3号 人事委員会定めの一部改正について(警察職員の特殊勤務手当関係)

議案第4号 「2024年度給与勧告等に関する要求書」に対する回答について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第2号から第4号は公開、 議案第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

鳥取県職員採用試験(令和7年4月採用予定 大学卒業程度(事務(キャリア総合コース)、土木(早期枠)以外))の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

人事委員会定めの一部改正(勤務時間関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり定めの一部を改正する。

- 1 改正する定めの名称
- (1)職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について(平成6年12月21日付発鳥人委第57号)
- (2)県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について(平成6年12月21日付発鳥人委第58号)

2 概要

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例(鳥取県議会令和6年6月定例会議案第4号)が原案どおり可決された場合、上記1

- (1) 及び(2) の定めを以下のとおり改正する。
 - ・介護時間を利用することができる期間が「要介護者が介護を必要とする期間」(現行 要介護者の 各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間)に拡大されることに伴 い、「連続する3年の期間」の計算に関する規定を削除する。

3 施行日

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行の日

◇議案第3号

人事委員会定めの一部改正(警察職員の特殊勤務手当関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

下記のとおり定めの一部を改正する。

1 改正する定めの名称

警察職員の特殊勤務手当の運用について(平成4年3月27日付発鳥人委第159号)

2 概要

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(鳥取県議会令和6年6月定例会議案 第6号)が原案どおり可決された場合、上記1の定めを以下のとおり改正する。

- (1) 災害応急手当について、災害警備作業等に従事した場合における手当の支給要件である「心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの」を廃止し適用範囲を拡大する。
- (2) 大規模な災害として人事委員会が定める災害として、以下を定める。
 - ・災害対策基本法に基づく災害対策本部、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート 等現地防災本部が設置され又は災害救助法が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、 津波、火山爆発又は大規模な火事による災害
 - ・原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策本部が設置された災害
 - ・その他人事委員会が定める災害

3 施行日

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の施行の日 (適用日 令和6年1月1日)

◇議案第4号

「2024年度給与勧告等に関する要求書」に対する回答について、事務局が説明し、原案のとおり 決定した。

【説明】

| 要求事項 | 回 答 |
|--|--|
| ー 賃金改善の要求 | |
| (1) 行政、教育、医療サービスの全国水準を担保するとともに人員確保のため、全世代の給与水準を全国水準に合わせて改善すること。都道府県最下位が続いているラスパイレス指数 | ○民間給与実態調査結果を踏まえ、国や他県の状況等を総合的に勘案し、引き続き県民・職員の理解が得られる給与水準とする必要があると考えています。 |

| | 要求事項 | 回 答 |
|-----|--------------------------------------|--|
| | を、100に近づけるよう努力する | |
| | こと。 | |
| (2) | 人員確保が困難化している獣医師、 | ○任命権者の意見を伺いながら、人材の確保に努めて |
| | 薬剤師、看護師、教員、保育士、児 | いきたいと考えています。 |
| | 童相談所職員、総合土木職等につい | |
| | て、待遇を改善することなどにより | |
| (0) | 適正な人員を早急に確保すること。 | ○日の休日はの小河と外入仏と世帯) 日日の理知と |
| (3) | 全ての給料表および級において号給 | ○国や他県等の状況を総合的に勘案し、県民の理解が |
| | 延長を行うこと。 | 得られる制度とする必要があると考えています。 |
| 一非正 | 規雇用職員の処遇改善の要求 | <u> </u> |
| (1) | 公務の運営に欠かせない非正規雇用 | ○非常勤職員等の処遇については、給与勧告に併せた |
| | 職員の任用や処遇改善に関わって、 | 人事管理報告等において本委員会の考えを示してき |
| | 2017年5月11日に成立した | たところであり、令和2年度から任用上の要件を満た |
| | 「地方公務員法及び地方自治法の一 | す会計年度任用職員に期末手当が支給されることと |
| | 部を改正する法律」および2023 | されたほか、令和3年度には病気休暇等の有給化、令 |
| | 年4月26日に成立した「地方自治 | 和4年度には妻の出産休暇、育児参加休暇の新設、令 |
| | 法の一部を改正する法律」をふま | 和6年度には勤勉手当の支給など、法改正等を踏ま |
| | え、非正規雇用職員の処遇が改善さ | えた処遇改善が行われたところです。 |
| | れる方向で人事委員会として必要な | |
| (0) | 対応を行うこと。 | ○人利左座が田聯長の仏唱制座は こころは 制度の標 |
| (2) | 会計年度任用職員の休暇制度を正規 と同等に拡充するよう、各任命権者 | ○会計年度任用職員の休暇制度については、制度の趣 旨及び国、他県等の状況を踏まえながら、正職員との |
| | に対して指導すること。 | 「自及い国、他県等の状況を増まえながら、正職員との 均衡及び一般労働法制を考慮し、県民の理解が得ら |
| | に対して相等すること。 | お関及び 成为関仏間を与慮し、宗氏の理解が得り れる制度とする必要があると考えており、病気休暇や |
| | | 一部の特別休暇が有給となるなど、任命権者において |
| | | 一定の改善が図られたところです。 |
| (3) | 会計年度任用職員の継続雇用不安に | ○会計年度任用職員の休暇制度については、制度の趣 |
| | 直結している、育児休業、介護休 | 旨及び国、他県等の状況を踏まえながら、正職員との |
| | 業、病気休業等の取得要件を緩和す | 均衡及び一般労働法制を考慮し、県民の理解が得ら |
| | ること。 | れる制度とする必要があると考えており、育児休業の |
| | | 取得要件の緩和など、任命権者において一定の改善 |
| | | が図られたところです。 |
| | 整備の要求 | |
| (1) | 少数職種をはじめとする職位の整備 | ○級別の職位配置は効率的な公務の執行と密接不可 |
| | を速やかに前進させるとともに、 「人材育成、能力開発に向けた基本 | 分な事項であり、現行の職位配置により公務の執行 に特段の不具合は生じていないものと認識していま |
| | 方針」にもとづいた公正な任用を行 | に付換の不具合は生していないものと脳臓しています。 |
| | うよう任命権者に対して指導するこ | '' '' '' '' '' '' '' '' '' '' '' '' '' |
| | と。 | に評価して公正に処遇することが重要と考えてお |
| | | り、引き続き、給与勧告に併せた人事管理報告等に |
| | | おいて、本委員会の考え方などを示していきたいと |
| | | 考えています。 |
| (2) | 定年引上げの開始をふまえ、職員の | ○級別の職位配置は効率的な公務の執行と密接不可分 |
| | 士気、モチベーション維持のため、 | な事項であり、現行の職位配置により公務の執行に |
| | 職位の整備を進めるよう任命権者に | 特段の不具合は生じていないものと認識していま |
| | 対して指導すること。 | す。 |
| (3) | 長時間労働の是正のため、人員確保 | ○時間外勤務の縮減は、仕事と家庭生活の調和、職員 |
| | を図るとともに、適切な人員配置、 | の健康の保持・増進、公務能率の向上の観点から、 |
| | 業務の削減に取り組むよう各任命権 | 重要な課題と認識しています。本委員会が時間外勤 |
| | 者に対して指導すること。 | 務命令の上限を定め、平成31年4月から適用され |
| | | - 3 - |

| 要求事項 | 回答 |
|---|---|
| | たところであり、当該上限規制の順守状況を確認して、給与勧告に併せた人事管理報告等の中で、特定の所属や職員に負担が集中しないよう十分に配慮しつつ業務量に応じた要員の配置など柔軟な人事管理を行っていくことや人員に応じた業務量という視点をより強く念頭に置きながら業務を見直していくこと等を求めたところです。また、引き続き36協定の遵守状況を確認し、違反事業場には労働基準法に基づく改善指導をしていきます。 |
| 四 諸手当改善の要求 | |
| (1) 月45時間を超える時間外勤務手当 の支給率を100分の150とする こと。 | ○民間事業所の状況を踏まえ、国や他県等の状況を総合的に勘案し、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。 |
| (2) 通勤手当を以下のとおり改善すること | • 0 |
| ア 交通機関等利用職員に対する通勤手 当について、特急料金にかかる費用 を全額支給とすること。 | ○国や他県等の状況を総合的に勘案し、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。 |
| イ 自動車利用者に対する通勤手当について、駐車料金を含めた実費弁済とすること。 | ○駐車料金の負担については、平成30年度に労使協議により一定の改善が図られたところであり、その後の状況を注視していきたいと考えています。なお、通勤手当は、通勤に要する経費を補助するものであり、通勤に要する実費を弁済するものではないと考えています。 |
| (3) 育児休業者について、一時金や退職 手当の支給率等すべての除算率を改 善すること。 | ○国や他県等との均衡を考慮しながら、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。 |
| (4) 扶養手当を以下のとおり改善すること | . 0 |
| ア 教育加算額を引き上げること。 イ 他の扶養者の所得の多寡に関わら ず、手当を支給すること。 | ○扶養手当は公民比較対象の給与であることから、民間給与実態調査の結果を踏まえた上で、国や他県の 状況等を総合的に勘案し、検討したいと考えています。 |
| (5) 新規採用者に赴任旅費を支給できる よう改善すること。 | ○任命権者の意見を伺いながら、検討していきたいと 考えています。 |
| (6) 高齢者部分休業をした者の退職手当 における除算期間を、実際に休業を 行った時間を基に計算すること。 | ○任命権者において検討されるべきことと考えています。 |
| (7) 待機を要する全ての業務に対し、手 当を支給すること。 | ○待機の時間については、行動に一定の制約を受ける場合もあるものの使用者の指揮命令下に置かれているとまではいえないことから、手当の支給などの待機に対する給与での措置はできないものと考えています。 |
| 五 休暇制度改善の要求 | |
| (1) 病気休暇制度を以下のとおり改善する ア 現在一疾病180日間のクーリング 期間について、国と同様に20日に 短縮すること。 イメンタル疾患等特定疾病に関する休 | ○制度の趣旨や国や他県等の状況を踏まえながら、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。○制度の趣旨や国や他県等の状況を踏まえながら、県 |
| 暇期間を180日へ延長すること。 | 民の理解が得られる制度とする必要があると考えて |

| | 要求事項 | 回 答 |
|----|---|---|
| | | います。 |
| | ウ 病気休暇の積算対象とならない、定 期通院に対して職務専念義務免除と すること。 | ○治療のための定期的な通院を病気休暇の対象としていることに特段の不都合は生じていないものと認識しており、職務専念義務を免除する必要があるとは考えていません。 |
| (2 |) 介護に係る支援制度を以下のとおり改 | 文善すること。 |
| | ア 介護休暇期間を1年に延長すること。 | ○制度の趣旨や国や他県等の状況を踏まえながら、県 民の理解が得られる制度とする必要があると考えて います。 |
| | イ 介護休暇の対象範囲を三親等まで拡 大すること。 | ○制度の趣旨や国や他県等の状況を踏まえながら、県 民の理解が得られる制度とする必要があると考えて います。 |
| | ウ 介護時間の期間を高齢者部分休業と 接続できるよう延長すること。 | ○職員の介護と仕事の両立を支援するため、介護時間 を利用できる期間を拡大し、介護が必要なときに介 護時間を利用できるよう見直しする方向と任命権者 からお聞きしています。(令和6年6月議会で条例 改正を提案) |
| | エ 介護休業制度を創設すること。 | ○介護に係る休暇制度全体に関わることであり、国として検討されるべきことと考えています。 |
| | オ 「短期介護休暇」の取得日数を1人 あたりとするとともに、日数を増や すこと。 | ○制度の趣旨や国や他県等の状況を踏まえながら県民 の理解が得られる制度とする必要があると考えてい ます。 |
| (3 | 特別休暇の育児時間を1日120分 (60分×2回の分割取得も可能) に延長すること。 | ○国や他県等との均衡を考慮しながら、県民の理解が 得られる制度とする必要があると考えています。 |
| (4 |) 子の看護休暇の対象を以下のとおり改 | 文善すること。 |
| | ア 取得日数を子一人あたりにするとともに、日数を増やすこと。 | ○制度の趣旨や国や他県等の状況を踏まえながら、県 民の理解が得られる制度とする必要があると考えて います。 |
| | イ 対象年齢を要件に関わらず、18歳 まで拡大すること。 | ○令和6年4月から一定の要件のもとに対象年齢を1 8歳まで拡大したところです。更なる制度の見直し に際しては、制度の趣旨や国や他県等の状況を踏ま えながら、県民の理解が得られる制度とする必要が あると考えています。 |
| | ウ 養育の実態がある三親等への対象拡 大や、感染症による学級・学校閉 鎖、自然災害による休校時の子の世 話を対象とするなど、取得要件を緩 和すること。 | ○制度の趣旨や国や他県等の状況を踏まえながら、県 民の理解が得られる制度とする必要があると考えて います。本年5月の育児介護休業法の改正を踏ま え、国の動向を注視する必要があると考えていま す。 |
| (5 |) 家族看護休暇を新設すること。 | ○制度の趣旨や国や他県等の状況を踏まえながら、県 民の理解が得られる制度とする必要があると考えて います。 |
| | ア 特別休暇の不妊治療休暇を、頻繁な 通院等の要件に関わらず年10日と すること。 イ 特別休暇及び病気休暇が取得しやす | ○令和4年から制度を拡充したところであり現時点では要件の撤廃は適当ではないと考えますが、頻繁な通院を要する治療を類型化するなど、より利用しやすい制度となるような方策を検討していきたいと考えています。 ○良好で働きやすい職場環境の確保については、引き |
| | い環境や運用を整備するよう各任命 | 続き、給与勧告に併せた人事管理報告等の中で、本 |

| | 要求事項 | 回 答 |
|-----|------------------|------------------------------------|
| | 権者に対して指導すること。 | 空間 |
| 1-7 | 不妊治療について長期の休暇が取得 | ○国や他県等との均衡を考慮しながら、県民の理解が |
| | できるよう制度化すること。 | 一一 一 一 一 一 一 一 一 一 |
| | てきるより耐度化すること。 | |
| (7) | 百禾仕四の時得期間た10日ナベに | していきたいと考えています。 |
| (7) | 夏季休暇の取得期間を10月までに | ○国や他県等との均衡を考慮しながら、県民の理解が |
| (0) | 拡充すること。 | 得られる制度とする必要があると考えています。 |
| (8) | 子育て部分休暇を小学6年生までに | ○国や他県等との均衡を考慮しながら、県民の理解が |
| (0) | 拡充すること。 | 得られる制度とする必要があると考えています。 |
| (9) | 入園式、卒園式等の行事参加も含め | ○国や他県等との均衡を考慮しながら、県民の理解が |
| | た育児にも利用できる育児目的休暇 | 得られる制度とする必要があると考えています。本 |
| | を制度化すること。 | 年5月の育児介護休業法の改正を踏まえ、国の動向 |
| | | を注視する必要があると考えています。 |
| | 基準監督強化の要求 | |
| (1) | 勧告・報告に教員を含めた全ての職 | ○時間外勤務の縮減は、仕事と家庭生活の調和、職員 |
| | 員の時間外勤務の正確な集計を記載 | の健康の保持・増進、公務能率の向上の観点から、 |
| | するとともに、各任命権者に対し、 | 重要な課題と認識しています。本委員会が時間外勤 |
| | 時間外勤務の正確な実態把握と事後 | 務命令の上限を定め、平成31年4月から適用され |
| | 検証を基にした、必要な人員配置や | たところであり、当該上限規制の順守状況を確認し |
| | 増員、業務の廃止を含めた見直しな | て、給与勧告に併せた人事管理報告等の中で時間外 |
| | ど、時間外勤務の具体的な縮減策を | 勤務の縮減に関する本委員会の考えなどを示したい |
| | 講じるよう指導すること。 | と考えています。また、引き続き 36 協定の遵守状 |
| | | 況を確認し、違反事業場には労働基準法に基づく改 |
| | | 善指導をしていきます。 |
| (2) | 時間外勤務記録が正確になされてい | ○職場における適正な勤務時間管理が徹底されるよう |
| | るか定期的に調査し、必要に応じて | 必要な調査等を行い、労働基準監督機関としての職 |
| | 各任命権者に対して是正勧告を行う | 責を果たしていきたいと考えています。 |
| | など、人事委員会として労働基準監 | |
| | 督権を適切に行使すること。 | |
| 七職場 | 環境改善の要求 | |
| (1) | 長期療養者の人数、特に精神疾患の | ○各職場における職員の安全と健康の確保については、 |
| | 者が増加している実態をふまえ、メ | 最も重要な課題であると認識しており、引き続き、給 |
| | ンタル疾患罹患を含む業務による健 | 与勧告に併せた人事管理報告等の中で健康管理体制 |
| | 康被害の防止策について、実態を把 | や職場復帰への支援などに関する本委員会の考えな |
| | 握したうえで、実効性のあるものと | どを示したいと考えています。 |
| | なるよう各任命権者に対して指導す | |
| | ること。 | |
| (2) | 労働災害を防止するため、管理職の | ○各職場における職員の安全と健康の確保について |
| | 責任を明確にして労働安全衛生体制 | は、最も重要な課題であると認識しており、引き続 |
| | の確立をするよう各任命権者に対し | き、給与勧告に併せた人事管理報告等の中で健康管 |
| | て指導すること。 | 理体制や職場復帰への支援などに関する本委員会の |
| | | 考えなどを示したいと考えています。 |
| (3) | 良好な職場環境の整備は使用者の責 | ○ハラスメントの防止については、重要な課題である |
| | 任であることをふまえ、ハラスメン | と認識しており、引き続き、給与勧告に併せた人事 |
| | トに当たるかどうかに限らず、勤務 | 管理報告等の中で、良好な職場環境づくりや、より |
| | 環境を悪化させる恐れのある行為が | 適切な対応ができる体制づくりに関する本委員会の |
| | 発生しないよう、各任命権者への指 | 考えなどを示したいと考えています。 |
| | 導を含め積極的な対応を行うこと。 | |
| | また、研修体制の強化や発生した場 | |
| | 合の対応について、各任命権者に対 | |
| | して指導を行うこと。 | |
| (4) | 女性の職業生活における活躍の推進 | ○男女の別なく、子育てや家族等の介護を行う職員が |

| | 要求事項 | 回答 |
|------|---|---|
| | に関する法律(女性活躍推進法)に 基づき、特定事業主行動計画が実効 あるものとなるよう、各任命権者に 指導すること。 | その能力を十分に発揮し、高い士気を持って仕事ができる環境の整備は、職員のワークライフバランスの実現や公務能率の一層の向上の観点からも重要な取組であると認識しています。このため、引き続き、給与勧告に併せた人事管理報告等の中で、本委員会の考えなどを示しないと考えています。 |
| (5) | 休職者の職場復帰支援策の改善を各 任命権者に対して指導すること。 | 員会の考えなどを示したいと考えています。 ○休職者の職場復帰支援策については、引き続き、仕事と家庭生活の両立支援、職員の健康保持の観点から、各任命権者の取組状況を注視していきます。 |
| (6) | 育児や介護等の事情で離職した職員 の再採用制度を、他県や国の取り組 みをふまえ創設すること。 | ○他県の状況等を踏まえ研究していきたいと考えています。 |
| (7) | 誰もが利用できる短時間勤務制度を 創設すること。特にガンの治療をし ながら勤務できるような制度を整備 すること。 | ○制度を創設することは考えていません。なお、治療と仕事の両立支援は人材確保の観点からも重要な課題と認識していますので、支援のあり方などについて、任命権者の意見も伺いながら、本委員会として何ができるのか、引き続き必要な検討をしていきたいと考えています。 |
| (8) | 地方公務員法第8条の第1項第2号 をふまえて、健康管理と福利、厚生 制度を勤務条件の重要事項と位置づ け、適正な制度の整備と運用を図る よう各任命権者に対して指導するこ と。 | ○職員の健康管理については、重要事項であると認識 していますので、引き続き、健康診断の実施状況なと 労働安全衛生法等法令の遵守状況を確認するととも に、状況に応じた必要な措置を検討していきたいと考 えています。 |
| (9) | 全ての職種に対し、妊娠時の業務軽減のため、職員を配置できるような予算措置を講ずるよう各任命権者を指導すること。 | ○妊娠時の業務軽減については、各所属において事務分担の見直しなどの対応が図られているところです。 また、学校においては、妊娠中の女性教諭等の負担軽減のための会計年度任用職員の配置などの取組が行われているところであり、予算措置については任命権者と話し合ってください。 |
| (10) | 労働基準法第36条第1項に規定する協定について、遵守するよう適切に各任命権者並びに所属長に対して指導すること。 | ○引き続き 36 協定の遵守状況を確認し、違反事業場 には労働基準法に基づく改善指導をしていきます。 |
| (11) | 他の地方公共団体及び民間の状況を 踏まえ、禁錮以上の刑を受けた場合 の救済措置を定めた条例制度の制定 について勧告・報告を行うこと。 | ○職員の身分保障に関わることであり、まずは、各任 命権者で検討されるべきことと考えています。 |
| (12) | 現行の「教職員の評価・育成制度」及び「人事評価制度」は、評価結果に納得が得られておらず、育成の観点から所属長が丁寧な説明を行うよう各任命権者ならびに所属長に対して、指導すること。そのうえで、人事委員会事務局が、人事評価制度をはじめとする勤務条件等の相談窓口であることを県職員に周知すること。 | ○人事委員会が職員から勤務条件等に関する苦情相談 を行っていることについて、引き続き必要な周知を 行います。 |
| | 雇用制度の要求 のことを各任命権者に指導すること。 多様な働き方が選択できる制度設計 | ○制度の趣旨や国や他県等の状況を踏まえながら、県 |
| (1) | 夕体な側さ刀か悪択じさる刑及設計 | ○刑及の壓目で国で他հ寺の扒尻を踏まえなかり、県 |

| | 要求事項 | 回 答 |
|-----|-------------------|--------------------------|
| | を行うこと。とりわけ、少数職種の短 | 民の理解が得られる制度とする必要があると考えて |
| | 時間勤務の制度設計を行うこと。 | います。 |
| (2) | 引上げた定年までは昇給を実施する | ○制度の趣旨や国や他県等の状況を踏まえながら、県 |
| | とともに、60歳以下の賃金水準を下 | 民の理解が得られる制度とする必要があると考えて |
| | げないこと。 | います。 |
| (3) | 退職手当については、勤続年数、支給 | ○任命権者において検討されるべきことと考えていま |
| | 率とも上限を引き上げること。 | す。 |
| (4) | 少数職種について、再任用時の格付け | ○暫定再任用職員等の格付けについては任命権者にお |
| | の改善を図ること。 | いて再任用制度の趣旨を踏まえつつ、職務と職責に応 |
| | | じて適切に決定されるべきものと考えています。 |
| (5) | 再任用職員に対し、生活関連手当を | ○暫定再任用職員等の生活関連手当については、令和 |
| | 支給すること。 | 4年度に労使協議により定められたところであり、そ |
| | | の後の状況を注視していきたいと考えています。 |
| (6) | 定年引上げ期間中も、計画的・継続 | ○年度ごとの採用職員数の平準化に努めていきたいと |
| | 的な新規採用試験を実施すること。 | 考えています。 |